

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 31 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称  
一般財団法人札幌市スポーツ協会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
  - 札幌市中央体育館（札幌市中央区北 4 条東 6 丁目）
  - 札幌市北区体育館（札幌市北区新琴似 8 条 2 丁目）
  - 札幌市東区体育館（札幌市東区北 27 条東 14 丁目）
  - 札幌市白石区体育館（札幌市白石区南郷通 6 丁目北）
  - 札幌市厚別区体育館（札幌市厚別区厚別中央 2 条 5 丁目）
  - 札幌市豊平区体育館（札幌市豊平区月寒東 2 条 20 丁目）
  - 札幌市清田区体育館・温水プール（札幌市清田区平岡 1 条 5 丁目）
  - 札幌市南区体育館（札幌市南区川沿 4 条 2 丁目）
  - 札幌市西区体育館・温水プール（札幌市西区発寒 5 条 8 丁目）
  - 札幌市手稲区体育館（札幌市手稲区曙 2 条 1 丁目）
  - 札幌市中島体育センター（札幌市中央区中島公園）
  - 札幌市宮の沢屋内競技場（札幌市西区宮の沢）
  - 札幌市白旗山競技場（札幌市清田区真栄）
- 3 管理を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 統括管理運營業務
  - (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
  - (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
  - (4) 施設の利用等に関する業務
  - (5) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項  
地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用する。